

[事案 2025-241] 死亡保険金受取人変更請求

・令和7年12月23日 不受理決定

<事案の概要>

申立人父が契約者・被保険者、申立人子が死亡保険金受取人である組立型保険について、申立人父の生前、申立人への死亡保険金受取人変更を担当者に伝えていたが、担当者が手続を行わなかったため、申立人への死亡保険金受取人変更を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、死亡保険金受取人の変更に係る手続は契約者が権利を有するところ、本契約の契約者は逝去されており、死亡保険金受取人変更の経緯その他の事実関係を確認することができないことから、申立てを不受理とした。